**学術指導契約書**

国立大学法人名古屋工業大学（以下「甲」という。）と、＊＊＊＊＊＊＊＊＊（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して実施する学術指導に関し、以下のとおり契約を締結する。

**（定義）**

第１条　本契約において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　 (1) 学術指導　甲に属する者が、乙における事業活動等の支援を目的として、その教育、研究又は

 技術上の専門知識に基づき、乙に対して行う指導及び助言をいう。

 (2) 学術指導者　甲に属し、学術指導に従事する者であって、別紙の1に記載する者をいう。

**（学術指導）**

第２条　乙は、学術指導を甲に委託し、甲は、これを受託する。

２ 甲は、学術指導者をして、別紙の２から５に記載のとおり、学術指導に従事させる。

**（学術指導料）**

第３条　乙は、学術指導の対価として、別紙の７に記載する学術指導料（以下「学術指導料」という。）を甲に支払う。

２ 乙は、甲が本契約締結日又はその後速やかに発行する請求書に従い、当該請求書の発行日から６０日以内に、前項の学術指導料を甲に支払わなければならない。

３ 甲は、乙から支払いを受けた学術指導料については、理由の如何を問わず、これを乙に返還しない。

**（知的財産の取扱い）**

第４条　学術指導の過程において、又は学術指導の結果として発明等の知的財産が生じた場合は、甲及び乙は、本契約の有効期間満了後６カ月が経過するまでの間に、その取扱いを協議決定する。

**（実施報告書）**

第５条　甲及び乙は、学術指導が終了したときは、必要に応じ、実施報告書を共同で作成する。

**（秘密の保持）**

第６条　甲及び乙は、学術指導に関し、相手方から提供された相手方の技術上及び営業上の情報（秘密である旨を表示した書類等の有体物とする。以下「秘密情報」という。）については、本契約の有効期間中及びその満了後２年間は、相手方の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、公知の情報及び自らが保有していた情報を除く。

**（学術指導による情報の取扱い）**

第７条　甲及び乙は、学術指導の過程で、又は学術指導の結果として得た情報又は成果を、自己の目的に使用することができる。ただし、第４条に従って取扱いが協議決定された知的財産についてはその決定に従うこと、及び秘密情報については前条の取決めに従うことを条件とする。

２ 前項の規定は、甲及び乙が学術指導と関係なく独自に所有する特許等知的財産権についての使用許諾を意味しない。

**（免責）**

第８条　甲は、学術指導の特定目的への適合性、製品の製造・販売、サービスの提供等乙の事業活動に対する有用性について保証せず、乙の事業活動等について責任を負わない。

**（契約の有効期間）**

第９条　本契約の有効期間は、別紙の４に記載する学術指導の実施期間とする。ただし、甲乙協議の上これを延長又は短縮することができる。

**（契約終了後の効力）**

第10条　前条の規定により本契約が満了した場合においても、第４条から第８条までの規定は、対象事項が消滅するまで、その効力を有する。

**（協議）**

第11条　本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを解決する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各１通を保有する。

　　年　　月　　日

　　名古屋市昭和区御器所町字木市２９番

甲　国立大学法人名古屋工業大学

契約担当役　○○　○○

　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

乙　＊＊＊＊＊＊＊＊＊

　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

　　＊＊＊＊＊＊＊＊

**別紙**

1. 学術指導者
2. 学術指導の題目
3. 学術指導の内容
4. 学術指導の実施期間

　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

1. 学術指導の回数・時間

 全　　回・1回当たり　　時間

1. 学術指導の場所
2. 学術指導料（消費税含む）

金　　　　　　円　（内訳　直接経費： 　　　円、間接経費：　　　　円）